

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年11月14日

【会社名】 株式会社ディー・エル・イー

【英訳名】 DLE Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 椎木 隆太

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麹町三丁目3番地4

【電話番号】 03-3221-3980

【事務連絡者氏名】 取締役CF0兼経営戦略統括本部長 川島 崇

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麹町三丁目3番地4

【電話番号】 03-3221-3980

【事務連絡者氏名】 取締役CF0兼経営戦略統括本部長 川島 崇

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券  
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 9,122,400円  
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して  
払込むべき金額の合計額を合算した金額 1,628,348,400円  
(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、発行価額の総額  
に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合  
算した金額は増加又は減少する。  
また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及  
び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予  
約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少する。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、平成28年11月14日に四半期報告書を提出いたしました。それに伴い、平成28年11月11日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、当該四半期報告書を参照書類に追加し、あわせてこれに関連する事項を訂正するため、また、上記有価証券届出書の添付書類のうち、「平成29年6月期第1四半期(平成28年7月1日から平成28年9月30日まで)の連結業績の概要」を削除するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の削除)

平成29年6月期第1四半期(平成28年7月1日から平成28年9月30日まで)の連結業績の概要

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示しております。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第15期(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)平成28年9月12日関東財務局長に提出

#### 2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成28年11月11日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年9月20日に関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成28年11月11日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成28年9月30日に関東財務局長に提出

#### 4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成28年11月11日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成28年10月25日に関東財務局長に提出

(訂正後)

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第15期(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)平成28年9月12日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第16期第1四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)平成28年11月14日関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成28年11月11日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年9月20日に関東財務局長に提出

#### 4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成28年11月11日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成28年9月30日に関東財務局長に提出

## 5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成28年11月11日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成28年10月25日に関東財務局長に提出

## 第2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成28年11月11日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成28年11月11日)現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成28年11月14日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成28年11月14日)現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。